

境港管理組合告示第 18 号

平成 29 年度及び平成 30 年度において境港管理組合が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の契約に係る一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その登録申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成 28 年 12 月 1 日

境港管理組合管理者 平井 伸治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（鳥取県属地業務は別表 1、島根県属地業務は別表 2 に定めるところによる。以下「希望業種・業務」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

(1) 平成 29 年度及び平成 30 年度において鳥取県又は島根県の測量等業務に係る入札参加資格を有している者であること。

2 申請手続

(1) 提出書類

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 平成 29・30 年度測量等業務入札参加資格登録申請書（様式第 1 号）

イ 登録通知書返信用封筒（長形 3 号封筒に宛先を記入し 82 円切手を貼付すること。）

ウ 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

エ 測量等業務を希望する属地により必要とする書類

(ア) 鳥取県属地測量等業務を希望する者

a 鳥取県に提出した「測量等業務入札参加資格審査申請書（鳥取県様式第 1 号）」の写し

b 鳥取県に提出した「総括表（鳥取県様式第 2 号）」の写し（ただし、境港管理組合の測量等業務において希望しない業種・業務がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

(イ) 島根県属地測量等業務を希望する者

a 島根県に電子申請により申請を行った「入力内容確認」又は「申請内容照会」画面をプリントアウトしたもの。（ただし、境港管理組合の測量等業務において希望しない業務がある場合は、該当欄に「×」を朱書すること。）

(2) 提出期間、時間及び認定時期

ア 平成 29 年 4 月認定

平成 28 年 12 月 1 日（木）から平成 29 年 2 月 28 日（火）までの日（境港管理組合の休

日を定める条例（平成元年境港管理組合条例第7号）に規定する境港管理組合の休日（以下、「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 平成29年7月認定

平成29年5月1日（月）から平成29年5月31日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

ウ 平成29年10月認定

平成29年8月1日（火）から平成29年8月31日（木）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

エ 平成30年4月認定

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

オ 平成30年10月認定

平成30年8月1日（水）から平成30年8月31日（金）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

(4) の提出先に持参し、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、(2) の提出期限の末日までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

境港管理組合総務課

〒684-0004 鳥取県境港市大正町215 電話番号 0859-42-3705

(5) 資格に係る変更届

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

ア 平成29・30年度測量等業務委託入札参加資格登録申請事項変更届（様式第2号）

イ 入札参加等の権限の委任状（ただし、登録申請時に提出したものに変更がある場合。）

ウ 測量等業務の属地により必要とする書類

(ア) 鳥取県属地測量等業務の入札参加資格を有する者

a 鳥取県に提出した測量等業務入札参加資格審査申請書変更届（鳥取県様式第6号）の写し

(イ) 島根県属地測量等業務の入札参加資格を有する者

a 島根県に電子申請により変更申請を行った「入力内容確認」又は「申請内容照会」画面をプリントアウトしたもの

エ 変更内容により、別途依頼する書類

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成 28 年 10 月 1 日以降に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格登録の結果通知

入札参加資格登録の結果については、文書により通知する。